

第3問 平成26年第37問

問題

司法書士法務司は、平成29年4月25日に事務所を訪れたエッフェル販売株式会社の代表者Aから、別紙1から別紙4までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙8のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務司は、エッフェル販売株式会社の代表者Aから、必要となる登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務司は、同年7月7日に事務所を訪れたエッフェル・ジャパン合同会社の代表者Hから、別紙5から別紙7までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙9のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務司は、エッフェル・ジャパン合同会社の代表者Hから、必要となる登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務司は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年4月25日及び同年7月7日に、それぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1及び問2に答えなさい。

問1 平成29年4月25日に申請をした登記に関し、大阪法務局における登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、添付書面の名称及び通数並びに登録免許税額を答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、一の申請書で申請することができるものは、一の申請書で申請するものとし、かつ、登録免許税額が最も低額となるように申請するものとする。

問2 平成29年7月7日に申請をすべき登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項並びに添付書面の名称及び通数を答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、エッフェル販売株式会社に関する登記については、記載することを要しない。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調べられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合でも、援用しないものとする。

- 3 解答欄の各欄に記載すべき事項がない場合には、該当の欄に「なし」と記載すること。
- 4 エッフェル販売株式会社及びエッフェル・ジャパン合同会社に関して、別紙1から別紙9までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定款の定めは、存しないものとする。
- 5 東京都千代田区は東京法務局、大阪市中央区は大阪法務局の管轄である。
- 6 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出の手続は、適法にされるものとする。
- 7 エッフェル販売株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社ではないものとする。
- 8 添付書面の名称及び通数欄の解答においては、以下の添付書面の記載を要しないものとする。
 - (1) 登記すべき事項につき株主全員又は種類株主全員の同意を要する場合の株主リスト（商業登記規則等の一部を改正する省令（平成28年法務省令第32号）による商業登記規則第61条第2項の添付書面）
 - (2) 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合の株主リスト（商業登記規則等の一部を改正する省令（平成28年法務省令第32号）による商業登記規則第61条第3項の添付書面）
- 9 申請書に会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略は、しないものとする。
- 10 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 11 訂正、加入又は削除をしたときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。
- 12 土休日については、考慮しないものとする。

別紙 1

【平成 29 年 4 月 15 日現在のエッフェル販売株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号 エッフェル販売株式会社

本店 大阪市中央区甲町 1 番地

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成 14 年 5 月 1 日

目的 1 被服, 鞆, 靴の輸入, 販売

2 前号に付帯する一切の業務

発行可能株式総数 4000 株

発行済株式の総数 1000 株

資本金の額 金 5000 万円

役員に関する事項 取締役 A 平成 27 年 4 月 23 日重任

取締役 B 平成 27 年 4 月 23 日重任

取締役 C 平成 28 年 4 月 22 日就任

東京都港区乙町 1 番地

代表取締役 A 平成 27 年 4 月 23 日重任

監査役 D 平成 27 年 4 月 23 日就任

取締役会設置会社に関する事項 取締役会設置会社

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

別紙 2

【平成29年4月15日開催のエッフェル販売株式会社の臨時株主総会における議事の概要】

議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、可決承認された。

なお、定款変更の効力は、本臨時株主総会の時に生ずるものとされた。

現行	変更後
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を大阪市中央区に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。
(機関) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。	(機関) 第5条 当社は、株主総会及び取締役を設置する。
【新設】	(株式の譲渡制限) 第7条の2 当社の株式を譲渡により取得するには、当会者の承認を受けなければならない。
(取締役の員数) 第22条 当社の取締役は、3名以上7名以内とする。	(取締役の員数) 第22条 当社の取締役は、2名以上5名以内とする。
(代表取締役) 第25条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役1名を定める。	【削る】
(監査役の員数) 第36条 当社は、監査役1名以上を置く。	【削る】
(監査役の選任) 第37条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	【削る】

<p>(監査役の任期)</p> <p>第 38 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は、その選任時に存在する監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>【削る】</p>
--	-------------

別紙 3

【平成 29 年 4 月 15 日開催のエッフェル販売株式会社の取締役による決定の概要】

第 1 号議案 本店移転の件

平成 29 年 4 月 15 日に当会社の本店を下記へ移転することが取締役全員の一致により決定された。

記

新本店所在地 東京都千代田区丙町 1 番地

別紙 4

【平成 29 年 4 月 25 日開催のエッフェル販売株式会社の定時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 決算承認の件

別紙計算書類（省略）の承認を求めたところ、承認された。

第 2 号議案 取締役重任の件

本定時株主総会終結の時に任期満了により退任する下記の取締役全員を再度選任することが諮られ、原案のとおり可決承認された。

記

取締役 A 取締役 B 取締役 C

なお、被選任者である A 及び B は、その就任を承諾した。

第 3 号議案 取締役選任の件

下記のとおり、可決承認された。

記

取締役 E

なお、被選任者は、その就任を承諾した。

【組織変更計画書の抜粋】

組織変更計画書

- 1 組織変更後の会社の種類 合同会社
- 1 目的
 - 1 被服, 鞆, 靴, アクセサリーの輸入, 販売
 - 2 前号に付帯する一切の業務
- 1 商号 エッフェル・ジャパン合同会社
- 1 本店 東京都千代田区
- 1 社員 住所 フランス共和国パリ市シャンゼリゼ大通1番地
氏名 エッフェル
有限責任社員 金2,500万円
住所 横浜市中区丁町1番地
氏名 F株式会社
有限責任社員 金1,000万円
住所 神戸市中央区戊町1番地
氏名 株式会社G
有限責任社員 金500万円
住所 東京都渋谷区己町1番地
氏名 H
有限責任社員 金500万円
住所 東京都新宿区庚町1番地
氏名 I
有限責任社員 金500万円
- 1 株主に対しては, 株式に代わる金銭等の交付はしない。
- 1 上記事項以外に定款で定める事項 別紙定款案のとおり
(中略)
- 1 効力発生日 平成29年7月1日

別紙6

【組織変更計画書の別紙とされた定款案の抜粋】

(商号)

第1条 当社は、エッフェル・ジャパン合同会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 被服、鞆、靴、アクセサリーの輸入、販売
- 2 前号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

(定款の変更)

第5条 当社の定款は、総社員の同意によって変更することができる。

(社員の責任の範囲)

第6条 当社の社員は、全て有限責任社員とする。

(社員)

第7条 当社の社員の氏名又は名称及び住所、出資の目的及びその価額は、次のとおりとする。

フランス共和国パリ市シャンゼリゼ大通1番地

金2,500万円 エッフェル

横浜市中区丁町1番地

金1,000万円 F株式会社

神戸市中央区戊町1番地

金500万円 株式会社G

東京都渋谷区己町1番地

金500万円 H

東京都新宿区庚町1番地

金500万円 I

(持分の譲渡制限)

第8条 社員は、他の社員全員の書面による承諾がなければ、その持分の全部又は一部を譲渡することができない。

(中略)

(業務執行社員)

第15条 当社の業務執行社員は、次のとおりとする。

業務執行社員 F株式会社

業務執行社員 株式会社G

業務執行社員 H

業務執行社員 I

(代表社員)

第 16 条 当会社の代表社員は、F 株式会社及びHとする。

(中略)

(その他)

第 21 条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令の定めるところによる。

別紙 7

【平成 29 年 7 月 1 日開催のエッフェル・ジャパン合同会社の業務執行社員による決定の概要】

第 1 号議案 本店所在場所決定の件

当社の本店を下記に置くことが業務執行社員全員の一致により決定された。

記

本店 東京都千代田区丙町 1 番地

別紙 8

【司法書士法務司の聴取記録】

- 1 エッフェル販売株式会社の平成 29 年 4 月 15 日開催の臨時株主総会及び平成 29 年 4 月 25 日開催の定時株主総会は、東京都千代田区内において、株主 5 名全員（エッフェル、F 株式会社、株式会社 G、H 及び I）が出席して開催された。
- 2 エッフェル販売株式会社の平成 29 年 4 月 15 日現在における登記記録の概要は、別紙 1 の登記記録の抜粋のとおりであり、定款は、平成 29 年 4 月 15 日開催の臨時株主総会の議案に記載のあるもののほか、下記のと通りの定めがある。

（株券の不発行）

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

（取締役の任期）

第 24 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

（事業年度）

第 45 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの年 1 期とする。

（その他）

第 48 条 本定款に定めのない事項については、全て会社法その他の法令の定めるところによる。

- 3 平成 28 年 4 月 22 日に就任した取締役 C は、補欠として選任された取締役である。
- 4 取締役 B の住所は、東京都中央区壬町 1 番地であり、取締役 C の住所は、東京都目黒区癸町 1 番地である。
- 5 本店移転は、決定された日に現実の移転がされた。
- 6 平成 29 年 4 月 25 日開催の定時株主総会の第 2 号議案において選任された役員のうち、C からは就任の承諾が得られていない。
- 7 東京地方裁判所は、E について平成 29 年 4 月 21 日午後 5 時に破産手続開始の決定をした。E は、平成 29 年 4 月 25 日時点において免責許可の決定を受けていない。なお、E の住所は、東京都中野区竜町 1 番地である。

別紙9

【司法書士法務司の聴取記録】

- 1 エッフェル販売株式会社は、平成29年5月1日付け官報において平成29年7月1日付けでエッフェル・ジャパン合同会社に組織変更する旨の公告を行い、かつ、知っている債権者5名全員に対し、各別の催告を行った。この組織変更について異議を述べた債権者はいなかった。
- 2 エッフェル販売株式会社は、平成29年6月4日に臨時株主総会を開催し、組織変更計画についての総株主の同意を得ている。
- 3 法令上必要とされる公告及び通知は、全て適法に行われたことを確認した。
- 4 エッフェルは、フランス共和国における会社であり、本店は、パリ市シャンゼリゼ大通1番地である。また、H及びIは、自然人である。
- 5 F株式会社は、取締役会設置会社であるが、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社ではない。また、F株式会社により選任された職務執行者は、Jであり、その住所は、東京都文京区辛町1番地である。
なお、Jの就任の承諾は、選任された日に適法に得られている。

解答例

第1欄

【登記の事由】
本店移転 株式の譲渡制限に関する規定の設定 取締役、代表取締役及び監査役の変更 取締役会設置会社の定め廃止 監査役設置会社の定め廃止
【登記すべき事項】
平成29年4月15日 本店移転 本店 東京都千代田区丙町1番地 同日設定 株式の譲渡制限に関する規定 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。 同日監査役D退任 同日次の者代表権付与 東京都中央区壬町1番地 代表取締役 B 東京都目黒区癸町1番地 代表取締役 C 平成29年4月25日 取締役C退任 同日代表取締役C資格喪失により退任 同日次の者重任 取締役 A 取締役 B 東京都港区乙町1番地 代表取締役 A 東京都中央区壬町1番地 代表取締役 B 同日次の者就任 取締役 E 東京都中野区竜町1番地 代表取締役 E 平成29年4月15日 取締役会設置会社の定め廃止 同日監査役設置会社の定め廃止

【添付書面の名称及び通数】	
株主総会議事録	2通
取締役の決定書	1通
取締役の就任を承諾したことを証する書面	3通
印鑑証明書	1通
委任状	1通
【登録免許税額】	
金 10 万円	

第2欄

【登記の事由】
組織変更による設立
【登記すべき事項】
商号 エッフェル・ジャパン合同会社 本店 東京都千代田区丙町1番地 公告をする方法 官報に掲載してする 会社成立の年月日 平成14年5月1日 目的 1 被服, 鞆, 靴, アクセサリーの輸入, 販売 2 前号に付帯する一切の業務 資本金の額 金5,000万円 社員に関する事項 業務執行社員 F株式会社 業務執行社員 株式会社G 業務執行社員 H 業務執行社員 I 横浜市中区丁町1番地 代表社員 F株式会社 東京都文京区辛町1番地 職務執行者 J 東京都渋谷区己町1番地 代表社員 H 登記記録に関する事項 平成29年7月1日エッフェル販売株式会社を組織変更し設立

【添付書面の名称及び通数】	
組織変更計画書	1 通
定款	1 通
総株主の同意書	1 通
業務執行社員の決定書	1 通
公告及び催告をしたことを証する書面 異議を述べた債権者はいない	2 通又は 6 通
F 株式会社の登記事項証明書	1 通
F 株式会社の取締役会議事録	1 通
職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する 書面	1 通
株式会社Gの登記事項証明書	1 通
登録免許税法施行規則第 12 条第 4 項の規定に関する 証明書	1 通
委任状	1 通